

## [ EcoOne CloudHealth DataCenter サービス約款 ]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

### [1] サービス提供者

本サービスは、VMware, Inc. (ディストリビューター:SB C&S株式会社)をサービス提供者として提供されます。

### [2] サービスの内容

- 1.お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCまたはサービス提供者が別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
- 2.クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できる場合があるものとします。
- 3.サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。

### [3] 対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

### [4] ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

### [5] ライセンス

別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、有効期間中、お客様が保有する登録済みのテナント(VMWare vCenter)のみで利用することができるものとします。

### [6] サポートサービス

- 1.JBCC またはサービス提供者はサポートサービスとして利用方法等に対する問合せ受付を実施します。サポートサービスの問合せ先および提供時間帯は、サービス規程の定めにかかわらず、次の URL ([http://support.orenocloud.tokyo/qa\\_form.html](http://support.orenocloud.tokyo/qa_form.html)) に記載のとおりとします。変更があった場合は、別途お客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされないことがあります。
- 2.サポートサービスの提供の有無、その内容・提供時間、その他提供条件等は JBCC またはサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。

### [7] オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加/向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。

### [8] サービス料金

#### 1. 利用料

- (1)本サービスの利用料は「月額固定制」とし、日割り計算はされないものとします。
- (2) サービス料金は、原則として、お客様が保有するVMWare vCenter が本サービス申込時点において管理する仮想マシン数やご利用環境等を考慮して決定されます。本サービス申込時点を基準として、契約期間内に仮想マシン数が増加した場合、JBCC はサービス料金の見直しをさせていただきます。
- (3)サービス明細にてオプションを選択した場合、別途料金が発生します。お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。

#### 2. その他料金

前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

### [9] サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程は、次のURLに定めるとおりとします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。

<https://www.vmware.com/download/eula.html>(VMWARE END USER LICENSE AGREEMENT/ VMware Product Guide )

### [10] 契約期間

本サービスの契約期間は、サービス開始日の属する月の 1 日から 1 か月間とします。契約期間満了1ヶ月前迄に、甲または乙のいずれかより書面による契約終了の申し入れがない限り、本契約は 同期間、自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。